

私有道路の公共下水道布設工事申請書類の記入方法

はじめに

私有道路の公共下水道布設工事を申請する際には、「下水道の手引き」の内容を一通り確認してください。

1. 公共下水道布設工事申請書(様式第1号)

私有道路沿線の公共下水道布設希望者の中から、申請者(代表)を決めていただきます。

- ・申請者(代表)の住所・氏名・電話番号を自署にて記入してください。
- ・私有道路住所地番の欄に私有道路の住所地番を全て記入してください。

2. 私有道路位置図(様式第2号)

私有道路の土地の形状・希望者宅地の位置を確認します。

- ・公道・私有道路・宅地の形状を描き入れてください。

※住宅地図を添付する場合、この様式は必要ありません。

3. 公共下水道布設希望者名簿(様式第3号)

私有道路沿線の公共下水道布設希望者を確認します。(沿線の土地所有者全員の承諾が必要です)

- ・公共下水道布設希望者全員(1戸について1名)の住所・氏名をそれぞれ自署にて記入してください。
- ・土地所有者と権利者(地上権者、永小作権者、使用借主又は賃借人)が異なる場合は、それぞれ自署にて記入してください。

4. 公共下水道布設承諾書(様式第4号)

私有道路に公共下水道を布設し、工事完成後に市で維持管理を行うことを承諾していただきます。

- ・私有道路部分の土地所有者全員の住所・氏名を記入し、承諾印(実印)を捺印してください。また、印鑑登録証明書を添付してください。

5. 添付書類

私有道路部分の公図、土地要約書:私有道路部分の土地の形状、土地の権利関係を確認するための書類です。法務局で発行しています。

印鑑登録証明書:公共下水道布設承諾書の承諾印の確認のため必要になります。市役所本庁市民課及び支所で発行しています。

※申請書及び添付書類が用意できましたら、本庁の下水道整備課計画係までご持参ください。

また、不明な点がございましたら、お問い合わせください。

※提出・問い合わせは支所では受け付けておりません。ご了承ください。

お問合せ先:福島市五老内町3番1号

福島市役所 上下水道局 下水道整備課 計画係

TEL(直通)024-525-3769

公共下水道布設工事申請書

年	月	日
---	---	---

福島市長

申請者(代表)

住所
氏名
電話番号

(自署にて記入をお願いいたします)

排水設備の設置及び汲み取り便所の水洗化工事を行いたいのので、下記の私有道路に公共下水道を布設していただきますよう申請いたします。

なお、公共下水道を布設された場合には、別添公共下水道布設希望者名簿に署名している水洗化希望者は直ちに排水設備の設置及び汲み取り便所の水洗化工事を施工いたします。

私有道路住所地番	福島市
----------	-----

(注)太枠内のみ記入してください。

受付印

私有道路位置図

(注)1. 様式第3号の希望者を記入してください。
2. 住宅地図のコピーを添付する場合は本様式に記入する必要はありません。

公共下水道布設希望者名簿

私有道路沿線の公共下水道布設希望者については下記のとおりお届けします。

また、希望者全員が公共下水道へ接続することの承諾及び受益者負担金の賦課および納付について承諾いたします。

番号	希 望 者		図面对象 番 号	備 考
	住 所	氏 名		

(注)1. 太枠内のみ記入してください。
2. 自署にて記入をお願いいたします。

公共下水道布設承諾書

年	月	日
---	---	---

福島市長

私の権利を有する下記の土地に公共下水道を布設すること及び、当該公共下水道の維持管理のため、貴職の命を受けた者が私の権利を有する所有地に立ち入ることを承諾します。土地の使用料は無償とし、使用期間は市が公共下水道を廃止するまでの間とするとともに、将来においてもこれについて異議の申し立て、市の許可なくしては公共下水道の構造の変更及び撤去等の行為は行いません。

また、所有の形状並びに権利などに変動のあるときは、市に協議し、新所有者の承諾書を提出いたします。
なお、完成後の公共下水道は、福島市の所有とし、維持管理は市が行ってください。私有道路の路面については所有者又は管理者が維持管理を行います。

土地(私有道路部分)の所有者			所有地(私有道路部分)の 所在(住所地番)
住 所	氏 名	承諾印 (実印)	

- (注)1. 私有道路部分の土地所有者全員の承諾が必要です。
2. 承諾印は、印鑑登録印を使用し、印鑑登録証明書をつけてください。
3. 太枠内を記入してください。